

一般財団法人藤田尚徳会 奨学金給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人藤田尚徳会が定款第4条の規定に基づき青森県内の高等学校を卒業し、総合大学医学部又は医科大学（以下「大学」という。）で医学を履修する学生に対し、その修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）の給付を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 青森県内の高校を卒業し、総合大学医学部又は医科大学において医学を履修する課程に在学する者。
- (2) 身体が健康であり性行及び学業成績が優秀である者。
- (3) 十和田市、三沢市、上北郡内の町村に3年以上居住し、生計を一つにするすべての者の所得金額の合計額が1千万円未満であり、かつ諸税を滞納していない保護者の子弟である者。
- (4) その他上記に準ずる者として代表理事が特に認めた者。

(奨学金の給付額)

第3条 奨学金の給付額は、奨学生1人につき百万円とする。

- 2 奨学金は、原則として大学1年次に給付する。
- 3 既奨学生が6年進級時に奨学金給付を希望した時は、選考により奨学金を給付する。
- 4 奨学金は、原則として返還を要しないものとする。

(奨学金の給付申請)

第4条 大学入学時に奨学金の給付を受けようとする者は、当該年4月30日までに次に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 藤田尚徳会奨学金給付申請書（別記第1号様式）
- (2) 在籍大学又は卒業高等学校の推薦書（別記第2号様式）
- (3) 卒業高等学校の調査書
- (4) 大学の在学証明書
- (5) 生計を一つにするすべての者の住民票
- (6) 生計を一つにするすべての者の所得証明書
- (7) 身上調書（別記第3号様式）
- (8) 履歴書（別記第4号様式）
- (9) 小論文

2 既奨学生で6年進級時に奨学金の給付を受けようとする者は、当該年4月30日までに次に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 藤田尚徳会奨学金給付申請書（別記第1号様式）
- (2) 在籍大学の推薦書（別記第2号様式）
- (3) 大学の成績証明書
- (4) 大学の在学証明書
- (5) 生計を一つにするすべての者の住民票
- (6) 生計を一つにするすべての者の所得証明書
- (7) 身上調書（別記第3号様式）
- (8) 履歴書（別記第4号様式）
- (9) 小論文

（奨学金の給付決定）

第5条 理事会は、前条の申請を受けたときは、遅滞なく奨学金給付の可否を審査決定し、その決定を申請者及び推薦者等に通知するものとする。

2 理事会は、前項の審査決定にあたり、定款第31条の規定により設置した奨学生選考委員会の答申を尊重するものとする。

（奨学金の給付時期）

第6条 奨学金は、6月末日までに給付するものとする。ただし、理事会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（奨学金の給付）

第7条 奨学金は、奨学生に給付する。

（異動等の届出）

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生異動届（別記第5号様式）にこれを証明する書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 氏名を変更したとき
- (3) その他本人及び扶養者について重要な事項に異動があったとき

（奨学金の給付停止）

第9条 奨学金を給付する以前に奨学生が休学又は退学した時は、奨学金の給付を行わないものとする。

（奨学生の取消）

第10条 次の各号に該当する事由が生じた時は、奨学生の決定を取り消すものとする。

- (1) 奨学生が大学を転学又は退学したとき。
- (2) 奨学生が医学を断念したとき。。

(3) 奨学生が、偽りの申請、その他の不正な手段によって給付を受けたとき。

(奨学金の返還)

第 11 条 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、前条各号により取消を受けた者は、既に給付された奨学金全額を返還しなければならない。

2 奨学金の返還方法は、年賦または半年賦による返還とする。

3 奨学生が傷病、その他の理由により奨学金の返還が困難であると認めるときは、申請により相当の期間その返還を猶予することができる。

4 奨学生が傷病その他の特別の理由により奨学金を返還することができなくなったと認めるときは、申請により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5 奨学生が返還金を支払期日までに支払わなかったときは、当該返還金の額（千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年 14.6%の割合をもって当該支払日の翌日から支払日までの日数によって計算した違約金を徴収する。ただし、代表理事が認めるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、確定した違約金に百円未満の端数があるとき、又は、その全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7 第 2 項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間内についても 365 日当りの割合とする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付についての必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 20 日から施行し、一般財団法人藤田尚徳会の設立登記のあった日（平成 22 年 6 月 1 日）から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。